

# 1 立法当時の状況

## (1) 立案の背景

### ① インターネット上を流通する情報による権利侵害の発生

#### ア インターネットによる情報流通の拡大と問題の発生

立法当時、インターネットを通じた情報流通が急速に拡大してきており<sup>1</sup>、インターネットを利用した情報の流通によって、他人の権利が侵害されるという負の事象が顕在化してきた<sup>2</sup>。また、刑事上の犯罪に当たるような違法性の極めて高い事例も著しく増加してきていた<sup>3</sup>。

#### イ インターネットにおける情報流通手段の特質

電気通信による情報流通手段には様々なものがあり、このような負の事象は、これまでインターネット以外の情報流通手段においても存在していたが、インターネットの急速な普及に伴い、インターネットでのチャット、ストーリーミング、メールマガジン、ウェブページ、電子掲示板など不特定の者に対して送信する形態で行われる電気通信（以下「特定電気通信」という。）に関し、特に負の事象の発生が顕著となっていた。

特定電気通信を1対1の電話、放送等の他の電気通信メディアと

---

1 インターネットの世帯普及率は平成8年には3.3パーセントであったものが、平成13年には60.5%に上昇した（平成14年版「情報通信白書」）。

2 インターネット上の違法・有害情報に関してプロバイダに寄せられる苦情の件数は大手プロバイダ5社に限っても年間1万1千件（平成12年度に総務省（旧郵政省）で行った調査結果）であった。

3 ハイテク犯罪に関する相談件数は平成11年には2,965件であったものが、平成12年には11,135件、平成13年には17,277件であった（警察庁「平成13年中のハイテク犯罪等に関する相談受理状況について」）。

比較した場合、以下の特徴がある。

- (ア) 情報発信に対する経済的・物理的・心理的制約が少なく、誰しもが反復継続して情報の発信を行うことが容易であるため、他人の権利を侵害する情報の送信に対するハードルが低く、加害行為が行われやすい（加害の容易性）
- (イ) ひとたび特定電気通信によって他人の権利を侵害する情報の送信が行われた場合、法益の侵害が即時かつ際限なく拡大し、被害が甚大になってしまいやすい（被害の拡大性）
- (ウ) 他人の権利を侵害する情報の発信が匿名で行われると当該情報の発信者を特定することが困難である場合も多いことから、匿名発信の場合は被害を受けた者が民事的に被害を回復することが難しい（被害回復の困難性）

このため、特定電気通信では、他の電気通信メディアと比べても、他人の権利を侵害する情報による被害の拡大が深刻化しているものと考えられた。

## ② これまでの対応及びその問題点

### ア 違法な情報の送信を防止するための対応

上述のとおり特定電気通信における他人の権利を侵害する情報の流通が問題化し、深刻化していることに対応して、総務省や関連業界団体は、他人の権利を侵害する情報の送信を差し控えるよう利用者向けの啓発活動を行ってきた。しかし、特定電気通信による情報発信を行う者が国民の相当数に上っていることや、特定電気通信は加害の容易性という特徴を有していること等から、依然として他人の権利を侵害する情報の送信が後を絶たない状況にあった。

一方、このような情報の流通への対応が可能な立場にある、特定電気通信を媒介するプロバイダ等の中には、他人の権利を侵害する疑いのある情報を自己が削除する可能性があること等を契約約款に規定し、実際にそれに基づいて対応している者もあり、業界団体も

#### 4 第1 立案の経緯・背景

こうした条項を盛り込むことを推奨していた<sup>4</sup>。しかしながら、プロバイダ等の対応については、特定電気通信における情報の流通により被害を受けたとする者に対して情報の削除等を行わない場合にプロバイダ等がどのような責任を負うかが明確ではなく、また、そのような者とプロバイダ等は契約関係にないため契約約款上で明確化することも不可能である、契約約款に基づく対応は自主的かつ任意のものであり、すべてのプロバイダ等が対応を行っているものではない、契約約款に上記の規定を盛り込んでいても、契約の相手方たる発信者から削除に対する責任を問われる可能性があることから、情報内容に踏み込まない立場をとるプロバイダ等が存在する、という限界があり、十分な対応が行われていない状況にあった。

##### イ 被害回復のための対応

①で述べたとおり、特定電気通信においては匿名による情報発信が容易であるため、他人の権利を侵害するような情報発信が匿名で行われた場合には、被害者は加害者を特定して責任追及をすることができず、被害の回復が極めて困難であるという問題がある。不法行為の加害者が特定できないという事態は、特定電気通信における情報発信による権利侵害の場合に限られないものの、特定電気通信の場合は、発信者と受信者の間に立って情報の媒介等を行っているプロバイダ等が存在し、プロバイダ等は発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）を保有している可能性が高いという

---

4 (社)テレコムサービス協会では、平成10年2月に「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」（平成15年5月最終改訂）を、平成12年1月に「インターネット接続サービス契約約款モデル条項（α版）」（平成20年7月にβ版）を策定・公表し、その周知を図っている。その後、(社)テレコムサービス協会、(社)電気通信事業者協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟において、平成18年11月に「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（平成23年3月最終改訂）を策定・公表している（○頁以下参照）。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 ① 発信者 ② その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者 ① その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 ① 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を ② 識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 四 ① 侵害情報に係る IP アドレス（② インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 五 侵害情報に係る携帯電話端末又は PHS 端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（① 携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（② 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯

電話端末等と接続されるもの及び③当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）の④利用者をインターネットにおいて識別するために、⑤当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、⑥電気通信（同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）

六 侵害情報に係る①SIMカード識別番号（②③携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）のうち、④当該サービスにより送信されたもの

七 ①第四号のIPアドレスを割り当てられた電気通信設備、②第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号に係る携帯電話端末等又は③前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを利用して送信されたものに限る。）に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

**趣旨**

- 1 本省令は、本法律第4条第1項の規定に基づき、開示の対象となる「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」（発信者情報）を規定するものである。
- 2 具体的には、発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称（第1号）、発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所（第2号）、発信者の電子メールアドレス（第3号）、侵害情報に係るIPアドレス（第4号）、侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号（第5号）、侵害情報に係るSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの（第6号）及び第4号から第6号までに係る開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻（いわゆるタイムスタンプ）（第7号）を発信者情報として限定列挙している。
- 3 発信者情報のうち発信者の氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスは、発信者を直接特定する情報である。他方、侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称、住所、侵害情報に係るIPアドレス、侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号及び侵害情報に係るSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの並びにそれらに係るタイムスタンプは、発信者を特定するための手掛かりとなる情報である。  
開示関係役務提供者が、発信者の氏名又は名称、住所及び電子メールアドレスを保有している場合に、それら以外の発信者情報をあわせて開示することは、被害者に開示を受けるべき正当な理由がある例外的なときを除き、必要性が認められず、また、発信